国道18号　横断歩道橋補修工事に伴う
通行車両高さ制限のお知らせ

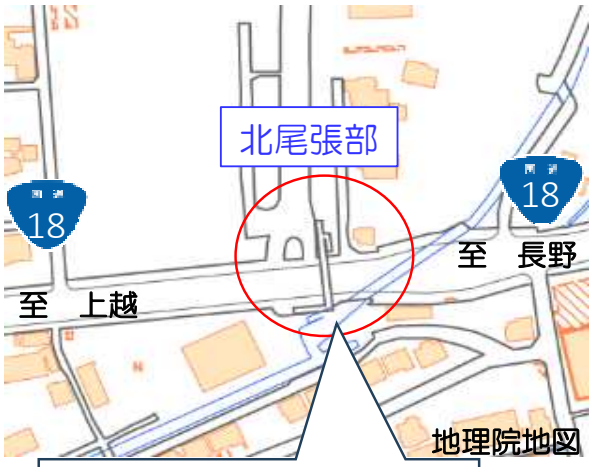
国道18号　長野市の北尾張部歩道橋と桜新町歩道橋の補修工事に伴い、歩道橋の桁下を通行する全ての車両に対して高さ制限(車両高さ4.3m以上は通行禁止)を実施いたします。

ご迷惑をおかけしますが、工事へのご理解とご協力をお願いいたします。

制限場所	国道18号　東和田町桜新町歩道橋と北尾張部歩道橋
制限期間	令和8年11月上旬～令和9年3月26日までを予定
制限内容	**車両高さが4.3m以上の車両については通行禁止**
制限時間	終日規制となります
迂回路	下記　迂回路を参照してください。 
その他	※天候・作業工程等により、制限期間が変更になる場合もありますので、道路情報及び現地工事看板をご確認いただき、注意して通行願います。 ※制限実施の有無や状況は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先：国土交通省関東地方整備局
長野国道事務所　管理第二課　　TEL　０２６-２６４-７００８
長野国道事務所　長野出張所　　TEL　０２６-２５１-１９０４

制限箇所詳細位置図

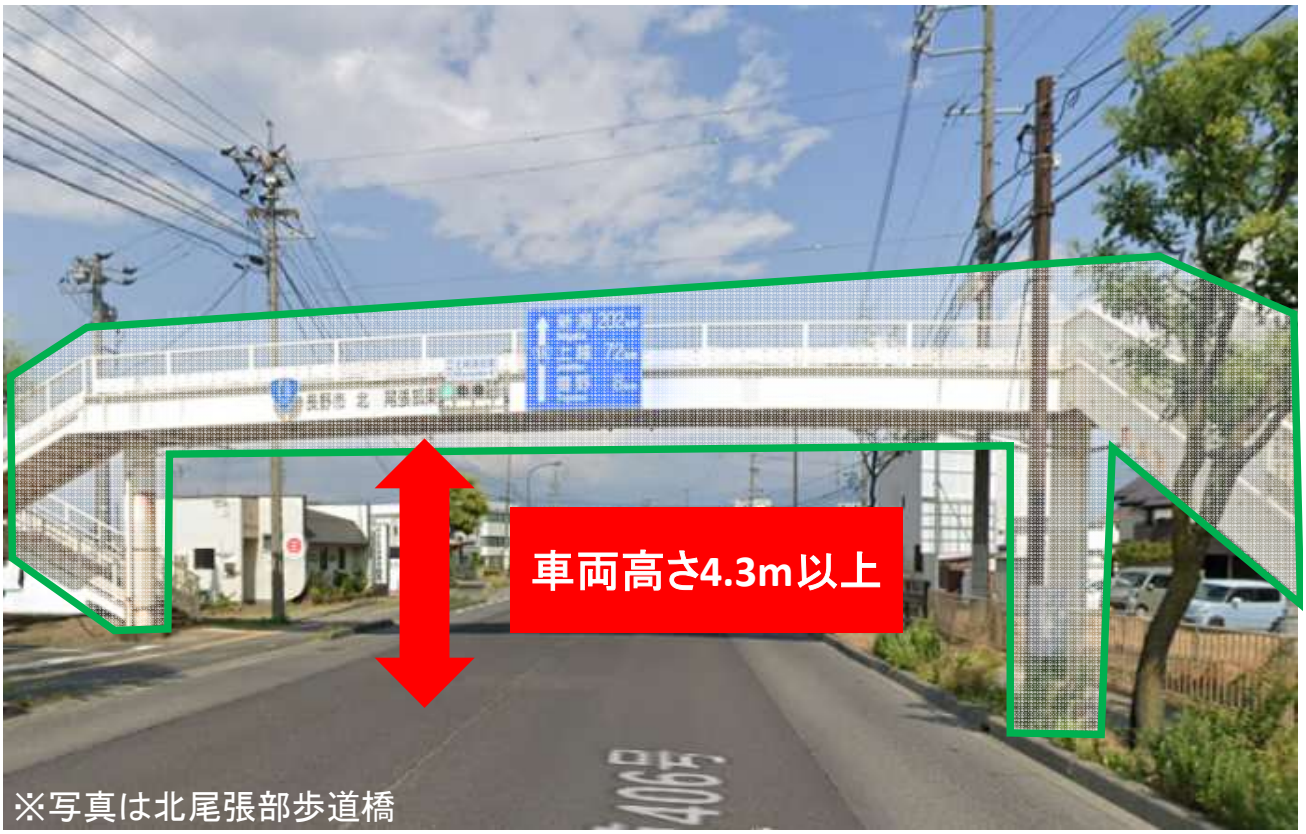


車両横断制限実施個所
『北尾張部歩道橋』



車両横断制限実施個所
『桜新町歩道橋』

車両制限イメージ図



仮設足場